四四二八番六から四四二八番八まで
四四二九番
四四三〇番三、四四三〇番四及び四四三〇番六
四四三一番三、四四三一番四及び四四三一番五
四四三二番
四四三三番
四四三四番三
四四三五番一から四四三五番四まで
四四三六番一
四四三七番
四四三七番一
四四三八番
四四三八番一
四四三九番
四四三九番一及び四四三九番二
四四四〇番二
四四四九番二
六八〇二番一、六八〇二番三及び六八〇二番五
六八〇三番二
六八〇四番
六八〇六番
七〇六九番三から七〇六九番七まで
八五一八番から八五二五番まで
字長阪鬼岳坊山の神幕井鷹返
七一一五番二九、七一一五番三八及び七一一五番四二
七一一五番七〇から七一一五番七五まで
字上原　四四一九番二
四四一九番地先水路敷
八五一七番
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
虫沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
山形県南陽市太郎
字虫沢山　二二七一番五八及び二二七一番五九
字嶽平　二二七二番五六

○国土交通省告示第四百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二ツ屋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第三千百七十号で指定した二ツ屋川に掲げる土地の区域を除く。）
福井県南条郡南越前町二ツ屋
四五字岩助口　二番　一号
五一字六助田　九番　二号
一〇七字二瀬中川　二九番　三号
一一番　四号
五五字蛇谷　四番　五号及び六号
五四字村下　一四番　七号及び八号
四九字谷田　一番　九号及び十号
一一六字友兼　二五番二　十一号から二十号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奈胡坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成二十九年国土交通省告示第千百十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を令和七年国土交通省告示第八百三十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県小浜市奈胡
一一番　一号から三号まで
一一号奥鍋谷
二番　五号、六号及び十一号
一番　七号
一二番　十五号及び十六号
四二番　四号
六番三　八号
八番一　九号及び十号
三八番　十二号
四番　十三号及び十四号
六〇号鍋谷
一二号奥奈胡坂
二番七　十七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
福井県越前市中山町
一字阿原　一番
五〇字北谷口　二番から五番まで
五二字北谷　一番から四番まで
五三字奥鎌谷　一番
二番一及び二番二
三番及び四番
九七字北ケ岳　八番三から八番七まで
一〇三字坂瀬　四番から六番まで
七番一及び七番二
八番から一二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県越前市中山町
五〇字北谷口　一番　一号
地先道路敷　二号
五一字上北谷　一番　三号
地先道路敷　四号及び五号
九七字北ケ岳　八番一　六号及び七号
地先道路敷　八号
八番一　九号及び十号
地先道路敷　十一号及び十二号
八番二　十三号
地先道路敷　十四号から十六号まで
八番三　十七号
地先道路敷　十八号から二十号まで
一〇三字坂瀬
六番　九号及び十号
地先道路敷　十一号及び十二号
五番　十三号
地先道路敷　十四号から十六号まで
四番　十七号
地先道路敷　十八号から二十号まで
三番一　十九号及び二十号
地先道路敷　二十一号及び二十二号
三番二　二十三号
二番五　二十四号から二十六号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上谷南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
福井県鯖江市上河内町
八六字上谷　八番　一〇番
一二番から一四番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県鯖江市上河内町
二六字井ノ上　一番一　一号
三番一　二号及び三号
一〇番　四号から七号まで
二番二　二十七号
一番二　二十八号
一番四　二十九号及び三十号
八六字上谷
一六番　八号
一七番　九号から十三号まで
一五番　十四号及び十五号
一一番　十六号及び十七号
九番　十八号及び十九号
三番　二十号及び二十一号
四番一　二十二号
四番三　二十三号
七番一　二十四号から二十六号まで

○国土交通省告示第四百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寅巳山沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市山口
字寅巳山　九五四番二〇　一号から五号まで
九五四番二二　六号
地先道路敷　七号から九号まで及び四十三号
九五四番二二　十号及び十一号
九五四番二四